

令和4年第1回

多摩川衛生組合議会定例会

(会議録)

多摩川衛生組合議会定例会会議録

1. 日 時 令和4年2月15日(火)午後2時27分
2. 場 所 多摩川衛生組合議場
3. 応 招 議 員 (16名)
 - 1 番 栗 山 たけし 君
 - 2 番 西 村 あつ子 君
 - 3 番 佐々木 貴 史 君
 - 4 番 三角 たけひさ 君
 - 5 番 西 の なお美 君
 - 6 番 比留間 利 蔵 君
 - 7 番 奈良崎 久 和 君
 - 8 番 手塚 としひさ 君
 - 9 番 古 濱 薫 君
 - 10番 香 西 貴 弘 君
 - 11番 遠 藤 直 弘 君
 - 12番 柏 木 洋 志 君
 - 13番 いそむら あきこ 君
 - 14番 山 岸 太 一 君
 - 15番 つのじ 寛 美 君
 - 16番 北浜 けんいち 君
4. 不 応 招 議 員 な し
5. 出 席 説 明 員
 - 管 理 者 高 橋 勝 浩 君
 - 副 管 理 者 松 原 俊 雄 君
 - 副 管 理 者 高 野 律 雄 君
 - 副 管 理 者 永 見 理 夫 君
 - 会 計 管 理 者 秋 和 広 子 君
 - 事 務 局 長 吉 野 浩 章 君
 - 総 務 課 長 大 砂 銀 二 郎 君
 - 施 設 課 長 加 藤 稔 君
 - 事 務 局 副 参 事 佐 藤 俊 彦 君
6. 会 議 書 記
 - 総 務 係 長 松 本 光 君
 - 人 事 議 事 担 当 係 長 楠 本 聡 君

議 事 次 第

- 第 1 諸般の報告
 - 第 2 会議録署名議員の指名
 - 第 3 会期の決定
 - 第 4 管理者行政報告
 - 第 5 第1号議案 専決処分の承認を求めることについて（多摩川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）
 - 第 6 第2号議案 令和4年度多摩川衛生組合一般会計予算
 - 第 7 第3号議案 令和4年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金について
 - 第 8 第4号議案 多摩川衛生組合監査委員の選任について
-

午後2時27分 開会・開議

○議長（佐々木 貴史君） ただいまから、令和4年第1回「多摩川衛生組合議会定例会」を開会いたします。

議案につきましては、事前に配付させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

本日の出席議員は16名でございます。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

議事日程につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

○議長（佐々木 貴史君） それでは、日程第1「諸般の報告」を行います。

当議会定例会の傍聴につきましては、前回11月に開催されました定例会と同様に、新型コロナウイルス感染防止対策として、傍聴場所におきましては、議場外の指定した場所での音声のみの傍聴といたしますが、議場内での傍聴を希望される場合については、新型コロナウイルス感染防止対策として、マスクの着用、手指消毒及び検温の実施という条件で議場内での傍聴を許可いたします。

また、報道関係者のカメラやフィルムの撮影については、議事の進行の支障にならない範囲及びマスクの着用などの新型コロナウイルス感染防止対策を十分取った上で管理者行政報告の始まる前までといたします。

○議長（佐々木 貴史君） 次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

多摩川衛生組合議会会議規則第77条の規定により、議長において、2番西村あつ子議員、11番遠藤直弘議員、14番山岸太一議員を本定例会の会議録署名議員に指名させていただきます。

○議長（佐々木 貴史君） 次に、日程第3「会期の決定」を議題といたします。

本定例会を開会するに当たりまして、2月1日に議会運営委員会が開会されておりますので、委員長から報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（三角 たけひさ君） それでは、報告をさせていただきます。

本日の第1回「多摩川衛生組合議会定例会」の開会に先立ちまして、2月1日に議会運営委員会を開催し、本会の会期等、議会運営について協議を行っておりますので、その結果を報告させていただきます。

本定例会の会期につきましては、本日1日とすることに決定しております。

また、会議の日程につきましては、お手元に配付してあります議事日程のとおりでございます。

本定例会の円滑な運営ができますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

○議長（佐々木 貴史君） 以上で、議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思ます。これにご異

議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（佐々木 貴史君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（佐々木 貴史君） 次に、日程第4「管理者行政報告」について発言を許可します。

管理者。

○管理者（高橋 勝浩君） 本日は、各市とも定例議会を間近に控えまして、大変お忙しいところ、令和4年第1回「多摩川衛生組合議会定例会」にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

令和3年11月12日に開催されました定例会以降の組合の概況につきまして、ご報告を申し上げます。

初めに、ごみ処理実績でございますが、令和3年4月から令和3年12月までの可燃ごみ搬入量は6万9,201トンで、前年同期の6万9,109トンと比較しますと92トンの増となっております。

不燃・粗大ごみの搬入量につきましては2,380トンで、前年同期の2,504トンと比較しますと124トンの減となっております。

また、焼却炉につきましては、2月5日から全炉を停止し、現在、一斉に補修作業を行っております。

なお、今後につきましては、2月20日に2号炉から立ち上げ、順次焼却を再開していく予定でございます。

次に、し尿処理実績でございますが、令和3年4月から令和3年12月までの搬入量は1,413キロリットルで、前年同期の1,477キロリットルと比較しますと64キロリットルの減となっております。このうち、三鷹市のし尿搬入量は87キロリットルとなっております。

次に、監査に関する事項でございますが、例月出納検査につきましては、令和3年12月23日に令和3年度10月・11月分の検査を実施していただきました。

また、同日には例月出納検査と併せまして、令和3年度多摩川衛生組合定期監査として令和3年4月1日から令和3年9月30日までの総務課の事務事業監査を実施していただきました。

以上の例月出納検査及び定期監査につきましては、財務等に関する事務は適正になされている旨の監査報告をいただいております。

最後に、本定例会には管理者提出議案といたしまして、令和4年度多摩川衛生組合一般会計予算など4議案を提出させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、ご挨拶と併せまして行政報告といたします。

○議長（佐々木 貴史君） 以上で管理者行政報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等のある方は挙手をお願いいたします。

[「なし」の声あり]

○議長（佐々木 貴史君） 質疑を終結いたします。

○議長（佐々木 貴史君） 次に、日程第5「第1号議案 専決処分の承認を求めることについて（多摩川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

管理者より提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（高橋 勝浩君） 「第1号議案 専決処分の承認を求めることについて（多摩川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、東京都人事委員会勧告の趣旨に沿った、多摩川衛生組合一般職の職員の給与改定等を行う必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年11月30日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐々木 貴史君） 第1号議案の補足説明について、事務局長の発言を許可します。

事務局長。

○事務局長（吉野 浩章君） 「第1号議案 専決処分の承認を求めることについて（多摩川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」につきまして、提案理由の補足説明を申し上げます。

議案書の水色の裏表紙の次につづられております、さくら色の表紙の議案関係資料の1ページにございます議案概要説明書をご覧ください。

専決処分を行った条例は「多摩川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集するいとまがなかったことから、管理者の専決処分により改正をさせていただいたものでございます。

令和3年10月15日付の東京都人事委員会勧告では、給与実態調査に基づき、特別給における、民間従業員への支給割合が東京都職員の年間支給月数を下回るため、これを0.10月分引き下げ、また、再任用職員においても0.05月分引き下げるべき旨の勧告となっております。

当組合におきましては、平成5年度から東京都人事委員会勧告の内容及び趣旨に沿って給与改定を行っておりますことから、今回も同様の措置を講ずるものでございます。

改正の内容といたしましては、同条例第23条及び附則第2条におきまして、期末手当の年間支給月数を0.10月分引き下げ、また、再任用職員においても0.05月分引き下げるとともに、6月支給分と12月支給分を同じ割合に調整するものでございます。

以上で「第1号議案 専決処分の承認を求めることについて（多摩川衛生組合一般職

の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)」の提案理由の補足説明を終わります。

○議長（佐々木 貴史君） 以上で提案理由及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等のある方は挙手をお願いいたします。

〔 「なし」の声あり 〕

○議長（佐々木 貴史君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔 「なし」の声あり 〕

○議長（佐々木 貴史君） 討論を終結いたします。

これより「第1号議案 専決処分の承認を求めることについて（多摩川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」を採決いたします。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔 賛成者 挙手 〕

○議長（佐々木 貴史君） 挙手全員であります。

よって、第1号議案は原案のとおり承認されました。

○議長（佐々木 貴史君） 次に、日程第6「第2号議案 令和4年度多摩川衛生組合一般会計予算」と、日程第7「第3号議案 令和4年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金について」は、共に関連がございますので、一括して説明を受け、質疑も一括で行い、その上でそれぞれの議案についてお諮りしたいと考えておりますが、これにご異議ございませんか。

〔 「異議なし」の声あり 〕

○議長（佐々木 貴史君） ご異議なしと認め、そのように進行いたします。

それでは、管理者より第2号議案、第3号議案の提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（高橋 勝浩君） 「第2号議案 令和4年度多摩川衛生組合一般会計予算」及び「第3号議案 令和4年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金について」、一括してご説明を申し上げます。

「第2号議案 令和4年度多摩川衛生組合一般会計予算」につきましては、令和4年度歳入歳出予算の総額は17億8,188万2,000円で、前年度比で2億6,313万7,000円の減となっております。

次に「第3号議案 令和4年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金について」でございます。

ごみ処理負担金の合計は14億9,487万1,000円、し尿処理負担金の合計は7,003万5,000円となります。

以上が第2号議案及び第3号議案の概要でございます。

詳細につきましては、事務局長より説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐々木 貴史君） 第2号議案、第3号議案の補足説明について、事務局長の発言を許可します。

事務局長。

○事務局長（吉野 浩章君） 「第2号議案 令和4年度多摩川衛生組合一般会計予算」及び「第3号議案 令和4年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金について」、一括して提案理由の補足説明を申し上げます。

令和4年度における当初予算編成に当たりましては、構成各市の厳しい財政状況を踏まえ、経常経費の抑制を図るとともに自主財源の確保に努め、費用対効果及び財政負担の軽減の観点から、事業の必要性を検討した上で最小の経費で最大の効果が得られるよう予算積算を行ってきております。また、監査委員からのご意見をいただきました、不用額の抑制のために、過去の決算等の分析・検証を十分に踏まえるとともに、予算積算の段階でより精査された計上額とするよう努めてまいりました。

初めに、歳入予算からご説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書の水色の裏表紙の次につづられております、さくら色の表紙の議案関係資料3ページをお開きください。

議案関係資料の3ページ「令和4年度歳入歳出予算の構成及び前年度との比較」にあります上段の表「1. 歳入」をご覧ください。

令和4年度歳入歳出予算の総額は17億8,188万2,000円で、前年度比では2億6,313万7,000円の減となっております。

第1款分担金及び負担金につきましては、令和4年度予算額は15億6,490万6,000円で、前年度比で1億8,543万7,000円の減となっております。

なお、歳入に占める負担金の割合は87.8%となっております。

次に、第2款使用料及び手数料は700万8,000円で、前年度比で2万5,000円の減となっております。

第3款財産収入は232万2,000円で、前年度比で229万6,000円の減となっております。

第4款繰越金は科目設置の1,000円を計上いたしております。

第5款諸収入は1億2,781万円で、前年度比で4,539万7,000円の増となっております。

第6款国庫支出金は90万6,000円で、前年度比で4万4,000円の減となっております。

第7款繰入金は7,892万9,000円で、前年度比で1億2,073万2,000円の減となっております。

次に、歳出予算でございます。

同じく議案関係資料3ページの右側でございます下段の表「2. 歳出」をご覧ください。

第1款議会費の予算額は862万3,000円で、前年度比で10万円の減となっております。

第2款総務費の予算額は2億5,115万8,000円で、前年度比で1,165万8,000円の減となっております。

第3款施設運営費は13億1,817万3,000円で、前年度比で1億2,369万5,000円の減となっております。

項別の内訳といたしましては、ごみ処理施設費は12億6,918万8,000円で、

前年度比で1億2,002万1,000円の減。し尿処理施設費は4,898万5,000円で、前年度比で367万4,000円の減となっております。

第4款施設建設費は7,892万9,000円で、前年度比で1億2,536万3,000円の減となっております。

項別の内訳といたしましては、すべてごみ処理施設整備費における予算額となっております。

第5款公債費は8,566万4,000円で、前年度と同額となっております。

第6款諸支出金は933万5,000円で、前年度比で232万1,000円の減となっております。

第7款予備費は例年と同額の3,000万円を計上いたしております。

次に、議案関係資料4ページでございます令和4年度歳入予算の状況につきまして、前年度との比較で主な増減理由をご説明させていただきます。

それでは、このページの左側でございます歳入予算の内訳をご覧ください。

第1款分担金及び負担金につきましては、ごみ処理負担金とし尿処理負担金を合算した全体額では15億6,490万6,000円となり、前年度比で1億8,543万7,000円の減となっております。

予算増減の主な理由でございますが、ごみ処理負担金におきましては経常費分が1億8,553万8,000円の減、し尿処理負担金では経常費分が473万2,000円の増になったことなどが要因となっております。

続きまして、第2款使用料及び手数料は700万8,000円で、行政財産使用範囲の減などにより、前年度比で2万5,000円の減となっております。

次に、第3款財産収入の232万2,000円でございますが、財政調整基金及び施設整備基金の預金利子などの運用益を収納するため、計上いたしております。

施設整備基金につきましては、複数に分けて運用を図っており、令和3年度は4年定期としております定期預金が満期となる年度でございましたことから、定期預金利子が多くなってございましたが、令和4年度は一年定期分のみとなり、前年度比で229万6,000円の減となっております。

第4款繰越金でございますが、1,000円の科目設置の計上となっております。

次に、第5款諸収入は1億2,781万円で、前年度比で4,539万7,000円の増となっております。

主な増理由でございますが、この資料の右側下段、諸収入の内訳にあります上から2番目の項目「売電料」につきまして、令和2年2月の蒸気タービンロータ検査において、羽根取付部の一部に損傷が見つかったことから、令和3年度は羽根の一部を切断して運転を続けておりましたが、令和4年3月には基幹的設備改良工事（蒸気タービンロータ取替）が完了予定であり、令和4年度では6,000キロワットの定格出力での発電電力量を見込んでいることから、売電料収入が5,467万8,000円の増となる見込みとしております。

続きまして、第6款国庫支出金でございますが、廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金として90万6,000円を計上いたしております、前年度比で4万4,000円の減となっております。

予算減の理由といたしましては、前年度の対象事業の委託費の契約単価を考慮し、減となっております。

続きまして、第7款繰入金でございますが、施設建設費における延命化工事の財源として、施設整備基金から7,892万9,000円を繰り入れる予算を計上しております。

令和3年度は、焼却施設に係る施設長寿命化総合計画策定委託及び基幹的設備改良工事（蒸気タービンロータ取替）について1億9,966万1,000円を施設整備基金から繰り入れることとしておりましたことから、前年度比で1億2,073万2,000円の減となっております。

次に、歳出予算でございます。

同じく議案関係資料5ページ「令和4年度歳出予算の状況」の左側の表に沿ってご説明させていただきます。

まず、第1款議会費につきましては862万3,000円で、前年度比で10万円の減となっております。

予算減の内訳といたしましては、組合議員の改選に伴う重複日額分に加え、視察に係る経費を減額していることによるものでございます。

次に、第2款総務費でございます。総額は2億5,115万8,000円で、前年度比で1,165万8,000円の減となっております。

減の主な要因といたしましては、職員の定年退職によるものや、構成市からの派遣職員の給料等を最高号給としていたところを支給実態に合わせたことによる総体的な費用の減によるものでございます。

第2項監査委員費でございますが、予算額は73万5,000円で、前年度と同額となっております。

次に、その下でございます第3款施設運営費では総額13億1,817万3,000円で、前年度比で1億2,369万5,000円の減となっております。

主な増減の要因といたしましては、この資料の右側に記載させていただいておりますとおりでございますが、施設整備計画に伴う補修周期による減などが主な理由となっております。

次に、議案関係資料6ページ以降をご説明させていただきます。

なお、ここで予算書の説明欄の表記につきまして、慣例ではございますが、補足のご説明をさせていただきます。

修繕料、委託料、工事請負費につきましては、競争入札等の適正化のために、従来から、件名別の予算額の表示は行っておりません。

しかし、これにつきまして、議会における議案説明のために必要でありますことから、議案関係資料の6ページから10ページまでに個々の予算額を掲げてございます。

組合議員の皆様には、本資料の取扱いにつきまして、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

まず、6ページの修繕料でございますが、内訳といたしましてはごみ処理施設の緊急対応修繕などが記載の内容となっております。

次に、7ページから9ページの委託料でございます。令和4年度の主要なものとした

しまして、8ページの施設運営費、ごみ処理施設費、可燃ごみ処理費の1番目、運転管理委託（焼却施設）につきましては、令和3年度と同額の3億8,082万円を計上しております。

ごみ処理運営費の不燃・粗大ごみ処理費、し尿処理施設費の運転管理委託料についても令和3年度と増減はございません。

なお、令和4年度の委託料全体といたしましては6億2,193万1,000円となっております。

次に10ページ、工事請負費でございます。施設運営費の維持補修に係る経費では、可燃ごみ処理費で4億9,452万1,000円となっております。

次に、不燃・粗大ごみ処理費の工事請負費では、定期的な補修工事として1億1,088万2,000円を計上しております。

次に、し尿処理施設費の工事請負費では1,042万8,000円の計上となっております。

各施設の工事請負費の主な増減につきましては、資料にも記載がございますが、施設整備計画に伴う各設備の補修周期によるものでございます。

続きまして、施設建設費では可燃ごみ施設整備費として7,892万9,000円を計上しております。

なお、令和4年度から令和5年度に行う建物等改修工事におきましては、令和5年度までの債務負担行為限度額を1億8,851万6,000円といたしております。

議案関係資料の5ページにお戻りいただきまして、資料中段の第4款施設建設費でございますが、対前年比で1億2,536万3,000円の減となっております。

予算減の理由といたしましては、蒸気タービンロータ取替工事完了によるものとなっております。

第5款公債費でございますが、平成27年度から平成28年度にかけて施工いたしました、灰処理設備改造工事に伴う起債償還費と一時借入金の利子を計上いたしております。

起債償還費の内訳といたしましては、元金が8,485万3,000円、利子が81万1,000円の計上で、起債の償還方法が元利均等払いでの借り受けとしておりますので、元利合計で前年度と同額の8,566万4,000円を計上いたしております。

第6款諸支出金でございます。諸支出金では、財政調整基金には行政財産使用料及び預金利子を積み立て、施設整備基金には定期預金利子及び普通預金利子を積み立てておりまして、積立金の原資となる使用料及び手数料並びに財産収入の減により、財政調整基金で2万5,000円、施設整備基金が229万6,000円で合わせて232万1,000円の減を見込んでおります。

次に、第7款予備費は前年度と同額の3,000万円を計上いたしております。

第2号議案のご説明につきましては以上でございます。

引き続き「第3号議案 令和4年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金について」をご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書にお戻りいただきまして、予算書の次でございます第3号議案をご覧ください。

1枚おめくりいただきまして、ごみ処理負担金の市別内訳でございます。上から稲城市が3億7,662万6,000円、狛江市が3億1,544万2,000円、府中市が5億7,554万3,000円、国立市が2億2,726万円、合計で14億9,487万1,000円となります。

また、し尿処理負担金は稲城市と狛江市の2市となりまして、稲城市が6,631万円、狛江市が372万5,000円、合計で7,003万5,000円となります。

「第2号議案 令和4年度多摩川衛生組合一般会計予算」及び「第3号議案 令和4年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金について」の提案理由の補足説明を終わります。

○議長（佐々木 貴史君） 以上で提案理由及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等のある方は挙手をお願いいたします。

〔 「なし」の声あり 〕

○議長（佐々木 貴史君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔 「なし」の声あり 〕

○議長（佐々木 貴史君） 討論を終結いたします。

質疑、討論は一括して審議いたしました。議案の採決につきましてはそれぞれ個別に行うことといたします。

それでは、お諮りいたします。「第2号議案 令和4年度多摩川衛生組合一般会計予算」を採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔 賛成者 挙手 〕

○議長（佐々木 貴史君） 挙手全員であります。

よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

それでは、続いてお諮りいたします。「第3号議案 令和4年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金について」を採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔 賛成者 挙手 〕

○議長（佐々木 貴史君） 挙手全員であります。

よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐々木 貴史君） 次に、日程第8「第4号議案 多摩川衛生組合監査委員の選任について」を議題といたします。

管理者より提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（高橋 勝浩君） 「第4号議案 多摩川衛生組合監査委員の選任について」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和4年2月17日付けで、多摩川衛生組合監査委員の渋谷彰氏の任期が満了することに伴い、新たに監査委員を選任するものでございます。

つきましては、後任者として村越功一郎氏を選任いたしたく、地方自治法第196条

第1項の規定により提案し、議会に同意を求めるものでございます。

第4号議案のご説明は以上でございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐々木 貴史君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等のある方は挙手をお願いいたします。

〔 「なし」の声あり 〕

○議長（佐々木 貴史君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔 「なし」の声あり 〕

○議長（佐々木 貴史君） 討論を終結いたします。

これより「第4号議案 多摩川衛生組合監査委員の選任について」を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔 賛成者 挙手 〕

○議長（佐々木 貴史君） 挙手全員であります。

よって、第4号議案は原案のとおり同意されました。

○議長（佐々木 貴史君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第1回「多摩川衛生組合議会定例会」を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

午後3時03分閉会

上記のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

多摩川衛生組合議会議長 佐々木 貴 史

多摩川衛生組合議会議員 (2) 西 村 あつ子

多摩川衛生組合議会議員 (1 1) 遠 藤 直 弘

多摩川衛生組合議会議員 (1 4) 山 岸 太 一